しんきん決済用定期性総合口座

令和4年4月現在

		19 10 1 1 1 1 2 2 2 1 1 2
1. 商品名 (愛称)	・しんきん決済用定期性総合口座	
	決済用普通預金・定期預金・定期積金・当座貸越	
2. 販売対象	・18歳以上の個人、一預金者につき1口座	

※本商品は、「決済用普通預金」「定期預金」「定期積金」「当座貸越」の複合商品となっております。 詳しい内容については、決済用普通預金商品概要説明ならびにお預け入れの定期預金・定期積金の商品概要 説明をご参照ください。

自動借入について

目動借人について	
3. しくみ	・決済用普通預金の残高が不足した場合、不足額については、定期預金、定期 積金、国債等公共債を担保に自動借入れができます。
	・決済用普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。
4. 担保の種類	・「定期預金」期日指定定期預金、自由金利型定期預金(スーパー定期)・(大口定期)、変動金利定期預金・「定期積金」
	スーパー積金
5. 自動借入限度額	・定期預金 預金合計額の 90%計 最高 300 万円・定期積金 掛込残高の 90%
	・定期預金・定期積金の合計では最高 300 万円まで自動借入ができます。
6. 借入利率	・年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に決済用普通預金口座から引き落と されます。
	•「定期預金」 担保定期預金の約定金利 +0.5%
	•「定期積金」 担保定期積金の約定利率 +0.7%
7. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページにおける各預金の金利、また は窓口へご照会ください。
8. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課(9 時~17 時、電話:0258-37-5430)にお申し出ください。
	・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合せください。
9. その他参考となる 事項	・定期預金、定期積金は、預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます)

長 岡 信 用 金 庫